

随時売払い物件売却要領

□ 申込み・受付

(1) 申込資格

地方自治法施行令第167条の4の各規定に該当する人、及び市町村に対し公租公課を滞納している人を除きます。

(2) 申込方法

「市有地買受申込書」を提出してください。なお、申込者以外の方への所有権移転登記は行いませんので、ご夫婦等で共有登記を予定されている方は、連名でお申込みください。

(3) 受付場所

網走市役所 本庁舎2階 財政課管財係

Tel: 0152-44-6111 (内線 242・369)

(土・日・祝日を除く、午前8時45分～午後5時30分)

※ 郵送での申込みは受付いたしませんので、直接持参してください。

□ 契約の締結

(1) 契約締結期間

申込書を提出してから、概ね30日以内に契約を締結していただきます。

(2) 代金の支払方法

売買代金は、原則として契約締結時に一括して納付していただきます。但し、分割納入が可能な場合もありますので、ご相談ください。

(3) 住民票等の提出

網走市以外に在住の個人の方は住民票・納税証明書、法人の場合は商業登記簿謄本・納税証明書が必要となります。

□ 売買の条件

(1) 用途指定

網走市都市計画区域内の用途指定によります。

(2) 違反措置

売買契約事項に違反した場合は、契約を解除して市がその土地を買い戻します。

(3) 違約金

上記により売買契約を解除した場合には、売買代金の10%に相当する額を違約金として市に納めていただきます。

(4) 所有権移転

・ 代金完納と同時に現状で移転します。

(分納払いの場合も土地の管理は取得者がすることになります。)

・ えんせき設置又は既存のえんせき切り下げ位置を変更する場合は、市の土木管理課と協議を要します。

(5) 所有権移転登記

所有権移転登記は、代金完納後に市が行います。この時に要する登録免許税は買受者の負担となります。